

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

**香川県公安委員会規則第17号**

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年課) 第17条 略 (1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(生活環境課) 第18条 略 (1)～(10) 略 <u>(11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること(少年課の所掌に属するものを除く。)</u> <u>(12)～(16) 略</u></p>	<p>(少年課) 第17条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9) 略 <u>(10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること。</u></p> <p>2 略</p> <p>(生活環境課) 第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(10) 略</p> <p><u>(11)～(15) 略</u></p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">法令等</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">条項号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">内容</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公安 委員 会</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">警察 本部 長</td> </tr> </table>	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">法令等</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">条項号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">内容</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">公安 委員 会</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">警察 本部 長</td> </tr> </table>	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長							
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長							

1～38 略

39 騒音規制法（昭和43年法律第98号）	略
(1) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）	略

40～66 略

67 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	インターネット異性紹介事業の届出書の受理		○
	第7条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止又は変更に係る届出書の受理		○
	第13条	インターネット異性紹介事業者に対する指示		○
	第14条第1項	インターネット異性紹介事業の停止命令	○	
	第14条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止命令	○	
	第15条第1項	インターネット異性紹介事業者の処分に		○

1～38 略

39 騒音規制法（昭和43年法律第98号）	略			
(1) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）	<table border="1"> <tr> <td>第4条</td> <td>自動車騒音の大きさに係る知事又は高松市長との協議及びその定め</td> <td>○</td> </tr> </table>	第4条	自動車騒音の大きさに係る知事又は高松市長との協議及びその定め	○
第4条	自動車騒音の大きさに係る知事又は高松市長との協議及びその定め	○		

40～66 略

67 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第10条	インターネット異性紹介事業者に対する違反の是正のための措置命令		○
	第11条	インターネット異性紹介事業に関する報告の徴収		○

